

答申第26号  
(諮問第31号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県知事(以下「実施機関」という。)は、本件異議申立ての対象となった公文書につき、その一部を非公開とした決定について、非公開とした部分のうち、別表に掲げる各部分について、公開すべきである。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の公開の請求

平成16年10月1日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「産業廃棄物処理業者等実績報告データー整理解析報告書 H11年度 12年度 13年度 14年度 15年度」の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

#### 2 実施機関の決定

- (1) 実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、「平成11年度、平成12年度、平成13年度、平成14年度、平成15年度産業廃棄物処理状況把握調査業務報告書」(以下「本件対象公文書」という。)を特定した。
- (2) 平成16年10月18日、実施機関は、本件対象公文書の中の「産業廃棄物処理状況報告リスト」(以下「本件リスト」という。)について、条例第6条第1号(個人に関する情報であって、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの)または同条第2号(法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの)に該当する情報が含まれていることを理由として非公開とし、その他の部分を公開とする一部公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。

なお、本件リストは次の項目欄で構成されており、各欄の内容は当該欄の右に記載したとおりである。

「年：整理」欄・・・産業廃棄物処理業者のシステム上の整理番号

「収処」欄・・・収集運搬業または処分業の別

「許可全国」欄・・・許可番号

「会社名」欄・・・産業廃棄物処理業者の名称

「住所」欄・・・産業廃棄物処理業者の所在地

「業区分」欄・・・産業廃棄物処理業者の業務形態の区分  
「振興局」欄・・・本庁または所管の振興局の名称  
「公民」欄・・・公共関与または民営の別  
「廃棄物名(代表)」欄・・・産業廃棄物の名称  
「特管」欄・・・特別管理産業廃棄物またはこれら以外のものの別  
上段「委託者」、下段「委託者名」・・・排出事業者の名称  
上段「委託者」、下段「住所」・・・排出事業者の所在地  
上段「運搬(収)又は処分(処)」、下段「会社名」・・・収集運搬または処分を行った産業廃棄物処理業者の名称  
上段「運搬(収)又は処分(処)」、下段「住所」・・・収集運搬または処分を行った産業廃棄物処理業者の所在地  
上段「運搬(収)又は処分(処)」、下段「処理方法(代表)」・・・産業廃棄物の処理方法  
上段「運搬(収)又は処分(処)」、下段「量(単)」・・・処分量(単位)  
上段「運搬(収)又は処分(処)」、下段「量(t)」・・・処分量(重量)  
上段「委託処理」、下段「会社名」・・・産業廃棄物処理業者が処理を再委託した場合の相手方の産業廃棄物処理業者の名称

### 3 異議申立て

同年10月20日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての内容

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分は誤っており、取り消しを求めるといものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、実施機関の理由説明書に対する意見書および意見陳述において主張する異議申立ての理由は、次のように要約される。

- (1) 本件リストを公開することが、個人の権利利益を害したり、法人等の正当な利益を害することにはならないと考える。
- (2) 本件リストは、県内の産業廃棄物処理状況を正確に把握するために必要なデータであり、県民の血税を使って調査したもので、その調査結果はすべての県民がそれを享受する権利があるため、公開すべきである。
- (3) 産業廃棄物関連に関しては他にもまして知る権利や説明責任そして住民との協働が必要不可欠であり、当該情報である本件リストが産業廃棄物処理業者の

任意提供情報であっても非公開にする必要はない。業者の協力も必要だが同じく住民の協力も無視してはならないのである。

- (4) 産業廃棄物の排出事業者は本来排出を極力抑えリサイクルすべきであり、また可能な限り有害物質等の排出を避けるようにしなければならない。そして自社において本来適正な処理を行うべきである。やむを得ず排出する場合には環境に対する負荷を考慮すれば産業廃棄物処理業者に委託した時点で会社名等が公開されるのはマニフェスト制度から当然予測できる。産業廃棄物処理業者も当然引き受けた時点でマニフェスト制度から報告義務を意識しており、これを営業秘密にはできないし秘密であってはならない。

また、これら情報が公開され、委託先を奪われるとしたらそれは企業努力、営業力の問題である。

- (5) 産業廃棄物処理業者の許可番号、会社名、業の区分については、当該事業は許可制であることから公知されており、非公開にすべき理由はない。
- (6) 処分量といえば数量で表し、会社名は文字で表している、それらが個別に出されたとして重要な意味のあるものであって有意な情報であることは明白である。
- (7) 情報の公開によって産業廃棄物処理業者の不利益にまたはそのおそれが見込まれ、調査協力が得られなくなるとの実施機関の主張のようであるが、そもそも非公開にする利益は公開する利益と比較衡量して非公開にする利益が上回るかどうか、が問われなければならない。産業廃棄物行政は許可制であり、極めて特殊な厳しい管理体制を法は求めている。その原因となっているのは有害物質であったり、汚染物質という危険なものを扱い、しかも不法投棄によって相当な環境破壊をもたらし、その処分においても莫大な費用がかかる。しかも人の生命や健康、財産を直接的、間接的に害するため徹底した管理と監視が必要なのであり、当該情報については積極的な情報公開がなされ、信頼を回復しなければ住民の理解は得がたい。そのような観点からすると、当該情報はマニフェスト制度や事業の性質から公開されるべきであり、公開する利益は計り知れない。
- (8) 産業廃棄物の運搬、処分についてはこれまでに多数の事故、汚染、不法投棄がなされ、大きな社会問題になっていることは周知の事実であり、人の生命や健康、財産を傷つけ、被害が各地で起きている。住民たちに徹底した情報公開がなされて初めて信頼関係が成り立つのである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書および口頭説明において主張する内容は、次のように要約される。

## 1 産業廃棄物処理状況把握調査の性格について

産業廃棄物処理状況把握調査（以下「把握調査」という。）は、県内の産業廃棄物について、発生、移動および資源化を含めた処理の状況を把握するため、産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物の種類ごとに、また受託先ごとに、廃棄物の受託量、運搬先、運搬量および処分量等を一年間の処理実績として報告を求めているもので、現在、法律に基づかない任意調査として、産業廃棄物処理業者の協力のもとに毎年度実施しているものである。

本把握調査は、廃棄物行政の施策推進のための基礎的な資料を得ることを目的に、産業廃棄物処理業者の協力のもとに実施している調査であり、事業者の個々の報告事項に基づき事業者個々の事業実態を明らかにするような目的で実施してきたものではない。

## 2 本件リストの性格について

本件リストは、産業廃棄物処理業者から提出された報告の生データをすべて列挙したものであり、本件リストを公開すると、以下に掲げる理由により、調査に協力した産業廃棄物処理業者に対してのみならず、排出事業者も含めて、競争上の地位を損ない、正当な利益を害するおそれがあると判断される。

## 3 本件リストを非公開とした具体的な理由について

- (1) 本件リストの 、 、 および は、事業活動に有用な営業上の公然と知られていない「顧客リスト」であり、この顧客リストの公開により他の事業者の参入が容易となり、顧客または取扱量の減少につながるおそれがある。
- (2) 本件リストの情報は、他の事業者が新規に事業展開を図ろうとする場合に策定する「経営戦略」に、競争関係にある事業者の各種事業活動のデータを提供することになり、このことは、新規参入事業者に有利な地位を付与し、本件リストのデータを提出した産業廃棄物処理業者の競争上の利益を損ねるおそれがある。
- (3) 本件リストにおける 、 、 、 、 、 および は一体不可分の情報であり、本件リストを正当な利益を害さない観点で一部公開したとしても、文字または数字の羅列の公開となり、有意の情報でない。
- (4) 本把握調査および本件リストの性格は、的確な廃棄物行政を推進する上での重要な基礎データであるが、この貴重な基礎データの獲得は、より多くの産業廃棄物処理業者による任意の協力に基づき実施できるものである。したがって、本件リストが公になると、産業廃棄物処理業者の不利益またはそのおそれが見込まれ、調査への協力が得られなくなるおそれがある。
- (5) 条例第6条第2号ただし書において、「人の生命、健康、生活または財産を保

護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と定められ、非公開情報から除外されるものについて規定されている。これは、特定の産業廃棄物処理業者についての情報公開請求であれば、適用することもあるかと考えるが、本件公開請求の場合は、産業廃棄物処理業者全般に関することであり、ただし書の規定に該当するものとは認められない。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査会の判断理由

#### (1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、この基本的な考え方に基づき以下のとおり判断する。

#### (2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関が県内の産業廃棄物の発生、移動および処理状況を把握し、廃棄物行政の施策推進のための基礎的な資料を得ることを目的に、産業廃棄物処理業者に対し、一年間の処理実績について任意調査を行い、その調査結果を各年度ごとに業務報告書として取りまとめたものである。

実施機関が非公開とした本件リストは、この業務報告書の一部であり、その内容は上記第2-2-(2)に記載されているとおりである。

#### (3) 非公開とした理由について

実施機関が平成16年10月18日に行った「公文書一部公開決定」では、非公開理由として、

( )個人に関する情報であって、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため(条例第6条第1号該当)。

( )法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人

等の正当な利益を害するおそれがあるものであるため（条例第6条第2号該当）。

としていたが、同年11月22日に実施機関から提出された理由説明書において、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、条例第6条第1号でなく条例第6条第2号に規定されることから、（ ）の非公開理由を取消すこととしたい旨の申し出がなされ、平成17年1月7日に異議申立人から提出された理由説明書に対する反論書において取消しに同意しているため、当審査会は（ ）の非公開理由について検討する。

#### （4）条例第6条第2号該当性について

条例第6条第2号は、公開請求に係る公文書に「法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、『ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの』、『イ 実施機関の要請を受けて、公にしないことの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの』」が記録されている場合は原則として非公開とすることを定めている。

また、本号ただし書は、上記のような情報であっても「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は非公開情報から除外し、例外的に公開することとしている。

実施機関は、本件リストに記載されている情報について、条例第6条第2号アに該当し、また、ただし書に該当しない旨を主張している。一方、異議申立人は、条例第6条第2号アに該当しない、あるいは該当しても同号ただし書に該当する旨を主張している。そこで、条例第6条第2号アおよびただし書の該当性について検討する。

#### ア 条例第6条第2号アの該当性について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」は、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（廃棄物処理法第3条第1項）、事業者はその産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、知事の許可を受けた収集運搬業者や処分業者に委託しなければならない（廃棄物処理法第12条第3項）、産業廃棄物の収集運搬業者又は処分業者は産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない（廃棄物処理法第14条第12項）と規定し、産業廃棄物の処理について、排出事業者および産業廃棄物処理業者の責任を定めている。

また、産業廃棄物処理業の運営の態様如何が生活環境等に悪影響を及ぼす

おそれがあることは一般的に否定できないものであり、産業廃棄物の処理状況に関する情報は住民にとって関心の高いものといえ、産業廃棄物処理に携わる関係事業者には、その事業に係る情報を積極的に明らかにし、説明責任を果たす社会的責任が内在しているといえる。

これらのことを踏まえ、条例第6条第2号アの該当性の検討をするに当たっては、産業廃棄物の処理状況に関する情報を公開することの公益性と非公開とすることにより保護される事業者の利益を比較衡量をすべきであるが、その際、当該公益性は一般的、抽象的に認められることで足り、また、事業者の当該利益が条例第6条第2号アに規定する「競争上の地位その他正当な利益」に該当するためには、単に競争上の地位に該当するというもののみならず、情報を公開することの公益性を考慮してもなお、保護することが正当なものであることを要すべきである。

そこで、本件リストの各項目欄について見ると、 〇〇、 〇〇、 〇〇、 〇〇、 〇〇、 〇〇、 〇〇 および 〇〇 は取引関係に係る情報であり、また、 〇〇、 〇〇、 〇〇 および 〇〇 は営業実績に係る情報であるといえるため、この二点について条例第6条第2号アの該当性の検討をする。

最初に、一点目の「取引関係に係る情報」について検討する。

産業廃棄物処理業者と排出事業者の取引関係において、排出事業者は産業廃棄物の運搬または処分を産業廃棄物処理業者に委託するものであり、産業廃棄物処理業者にとっての顧客であるといえる。また、産業廃棄物収集運搬業者にとっての産業廃棄物処分業者、その反対に、産業廃棄物処分業者にとっての産業廃棄物収集運搬業者は、互いに産業廃棄物処理業において提携関係にあると推測できる。さらに、産業廃棄物の処理について再委託した場合の委託先事業者とは直接的な契約関係があるといえる。

これらの取引関係に係る情報が公開されることにより一定の取引関係が明らかになると、顧客または取扱量の減少につながり、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと考えられ、廃棄物処理法の趣旨や産業廃棄物処理業者の社会的責任を考慮してもなお取引関係が明らかになる情報は非公開として保護されるべきであると考ええる。

そこで、取引関係に係る情報が明らかにならないためには、具体的にどの項目欄の内容を非公開とするべきかについて検討する。

まず、産業廃棄物処理業者に関する情報について、名称や所在地は本件公開請求で既に公開とした部分からも得ることができる情報である。

したがって、本件リストの 〇〇 と 〇〇 の関係において、取引関係を明らかにしないためには、 〇〇 を非公開とし 〇〇 を公開とすることが相当であると考ええる。

また、産業廃棄物処理業者同士の関係において、本件リストの 〇〇 を公開し

ても や を非公開とすれば取引関係が明らかにはならないといえる。さらに、本件リストの および は排出事業者の名称および所在地で、この二つは一体のものといえるため、 を非公開とすれば、 も非公開とすることが相当と考える。同様に、 および は産業廃棄物処理業者の名称および所在地で、 を非公開とすれば、 も非公開とすることが相当と考える。

以上のように、本件リストの 、 、 、 および の項目欄に記載されている情報を公開すると取引関係が明らかになり競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえるため、条例第6条第2号アに該当すると認められる。

次に、二点目の「営業実績に係る情報」について検討する。

産業廃棄物の種類、処理方法および量が公になると、産業廃棄物処理業者の営業実績や経営状況が推測される可能性は否定できないが、あくまで推測の域を出るものではなく、営業実績や経営状況が確実に明らかになるとまではいえない。

また、前述のように、住民にとって、産業廃棄物の処理に関する情報は関心が高く、廃棄物処理法の趣旨および産業廃棄物処理業に内在している社会的責任からみても、非公開とすることにより保護される産業廃棄物処理業者の権利利益より、公開することの公益性ができるかぎり優先されるべきである。

こうした点を考慮すると、上記の内容程度の産業廃棄物の種類、処理方法および量に関する情報を公開しても産業廃棄物処理業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

本件リストのその他の項目欄についても、公にすることにより、産業廃棄物処理業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、本件リスト から および から の項目欄に記載されている情報は条例第6条第2号アに該当するとは認められない。

#### イ 条例第6条第2号ただし書の該当性について

条例第6条第2号アに該当するとした本件リスト 、 、 、 および の項目欄に記載されている情報について、ただし書の該当性を検討する。

ただし書の「人の生命、健康、生活または財産を保護するため」とは、人の生命、健康、生活または財産に現実に被害が発生している場合またはそのおそれがある場合を含むと解されるが、このおそれは、客観的、具体的に認められるものでなければならないと考える。

本事案の場合は、県が実施した把握調査に応じた全ての産業廃棄物処理業者に関する情報が公開請求の対象となっており、異議申立人から客観的、具



体的な被害の発生またはそのおそれについての主張もない。

したがって、上記の客観的、具体的な被害の発生またはそのおそれは認められず、ただし書には該当しないというべきである。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 2 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成16 . 11 . 1	・実施機関から諮問を受けた。
11 . 22	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成17 . 1 . 7	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
6 . 10 (第126回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
7 . 22 (第127回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
8 . 31 (第128回審査会)	・実施機関から一部公開決定に係る考え方等を聴取した。 ・異議申立人等から意見を聴取した。
9 . 29 (第129回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
10 . 26 (第130回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
11 . 30 (第131回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
12 . 26 (第132回審査会)	・諮問案件の審議を行った。
平成18 . 1 . 30 (第133回審査会)	・諮問案件の審議を行った。

別表 非公開とされた部分のうち公開すべき部分

本件リストの表頭の項目名および次の各項目欄の内容

「年：整理」欄

「収処」欄

「許可全国」欄

「会社名」欄

「住所」欄

「業区分」欄

「振興局」欄

「公民」欄

「廃棄物名（代表）」欄

「特管」欄

上段「運搬（収）又は処分（処）」、下段「処理方法（代表）」欄

上段「運搬（収）又は処分（処）」、下段「量（単）」欄

上段「運搬（収）又は処分（処）」、下段「量（t）」欄